



すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信するとともに、後世へ適切に残していく取組を推進する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。

3. 水俣病に関する総合的研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査研究を実施することにより水俣病問題の解決に資する。

4. その他

以下の事業を引き続き実施する。

（1）公害医療研究事業 （2）水俣病検診機器整備事業 （3）水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和9年度に取り組む主な事業

1. 水俣病国際貢献進事業

水俣病の経験と教訓を国内外に発信し、地球規模での環境汚染防止に寄与

- ・全国的な普及啓発の取組

2. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）

水俣病被害者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・認定患者等のウェルビーイングの維持向上のための検討調査

3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・生態系に配慮した渚造成整備事業
- ・ウェルビーイングの維持向上を目指した地域振興策の検討調査

4. 水俣病に関する健康調査（法37条）

令和8年度の実施状況を踏まえ、水俣病被害者特措法に基づく健康調査を実施